

# 請負契約の締結

流域関連公共下水道  
事業

中山処理分区管渠築造  
工事（第20工区）  
（全員賛成で同意）

【契約の相手方】

三新・坂田共同企業体  
代表者

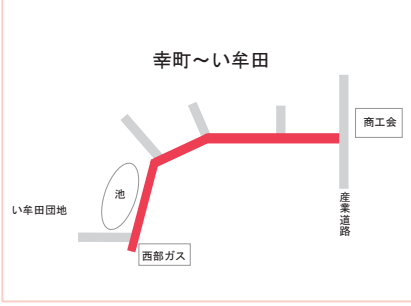
三新建設  
代表者 三坂 隆太

【契約金額】

7623万円

【工期】

176日間  
平成20年10月1日から  
平成21年3月25日まで



流域関連公共下水道  
事業

中山処理分区管渠築造  
工事（第21工区）  
（全員賛成で同意）

【契約の相手方】

松原・金村共同企業体  
代表者

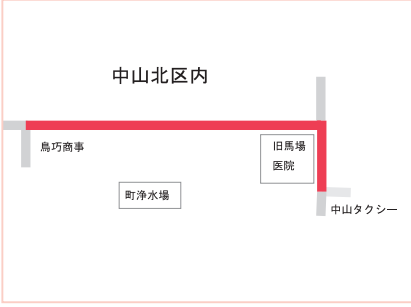
株式会社 松原土木  
代表取締役 松原 龍成

【契約金額】

8400万円

【工期】

176日間  
平成20年10月1日から  
平成21年3月25日まで



# 質疑・答弁から

## 町職員の派遣等に関する条例の改正

**問** 職員が労働組合の上  
部団体に派遣される場合  
などは該当するのか。

**答** 条例では、そこには  
派遣できるようになって  
いません。社会福祉協議  
会のみと定めています。

## 給与、ボーナス減額 町長10%、副町長7%

**問** 改正案では、町長が  
10%減、副町長が7%減  
となっているが、この率  
の根拠は。また期限を設  
けた理由は。

**答** 過去の事例等を勘案  
して決めました。期限を  
設けた根拠も別にありま  
せん。

**問** 事件の内容も煮詰  
まっていない中、なぜ今、

町長、副町長についての  
処分を出したのか。

**答** 町政の最高責任者と  
して、町民の皆様にご迷惑  
をかけたことに対し、早  
い時期に具体的にお詫び  
をし、また職員の管理監  
督責任を取るということ  
で、今回提案しています。

## 乳幼児医療費の対象を 就学前までに

**問** 条例改正によって対  
象となる人数はどう  
なっているか。町の負  
担はどうなるのか。

**答** 支給対象者は、  
0歳から3歳未満が  
319人、  
3歳が131人、  
4歳が106人、  
5歳が133人、  
6歳が126人、  
計815人です。

負担については、当初予  
算より76万1千円の増を  
見込んでいます。

**問** 施行日が10月1日と  
なっているが、周知など  
はどうなっているのか。

**答** 関係者の方にご迷惑  
をかけ、申し訳なく思っ  
ています。10月1日から  
実施できるよう、医療機  
関への連絡や回覧などで  
町民のみなさんにはお知  
らせしています。

**問** なぜ所得制限を設け  
たのか。

**答** 県の改正に準拠し、  
県内各市町村の状況も勘

案した上で所得制限を設  
けることにしました。

## 65歳以上の障害者医療 費個人負担分を緩和

**問** 65歳以上の障害者の  
人数と、入院の際の負担  
限度日数を10日とした根  
拠は。

**答** 65歳未満の障害者は  
187人で、65歳以上は  
291人です。日数を県  
と同様20日になると、最  
大1万円増えることにな  
り負担が大きくなります  
ので、半分だけお願いす  
ることにしました。

**問** 今後、寡婦に対する  
助成もなくなってくるの  
で、その予算を障害者医  
療費にあてることはでき  
ないか。

**答** 制度が新たに変わ  
りますので、今後の状況、  
予算の推移を見たいと思  
います。



一部負担金はありますが、10月1日から実施  
されます

平成20年度一般会計  
補正予算

**問** 乳幼児医療費の助成の分、障害者医療費の分の補正が組まれていないようだが。

**答** しばらくの間様子をみるということで、予算は扱っていません。

**問** 町民税の減額と、固定資産税の増額の理由は。

**答** 当初予算は、前年度の調定額を勘案し、計上していません。平成19年中の各所得と、平成18年中の所得を比較したら今回減少してしまいましたので、町民税は減額補正していただきます。固定資産税は、償却資産の申告が遅れていた分と、課税免除額の修正分です。

**問** 不動産売り払い収入が335万1千円追加されているが、中身は。

**答** 新延小学校横に県の事業で歩道が設置されて

います。そこに町有地がありますので、それを売却した収入です。面積は246.5m<sup>2</sup>です。

**問** 町有地で利用する見込みがない土地がたくさんあると思いますが、売却等の実情は。

**答** 町が活用しない土地については、売却する方針です。申し出があれば町有財産審議会に諮り処分してはいますが、大きな土地は簡単に買い手が見つからないので、先ずは小さな土地から進めています。

**問** 国民健康保険税の不

能欠損額1660万円は多いと思うが、その理由は。また、保険給付費の不要額が大きいのはなぜか。

**答** 地方税法では、3年間滞納処分を執行停止すると、3年経過後には不能欠損処理をすることになっていきます。平成16年度の執行停止額が多かったため、今回額が増えていきます。保険給付費の療養給付費は、当該年度は概算払いをし、翌年度精算してはいます。医療費がいくら必要なのか正確には分かりませんが、例年、年度末に不要額が出

ています。

**問** かんがい施設維持管理運営費の決算書では、収入済額が約1168万円。これには、平成19年5月の国債とかの差益が含まれています。基金を5月31日に締めるのなら、この利息は18年度に入るのでは。

**答** 基金については出納整理期間はありませんが、鞍手町では従前から毎年5月31日に基金整理をしています。基金の元金は5月31日、利息は3月31日で整理をしていますので、そういう形になります。

**問** 財産収入のほうに16万円ほど少なくなっているがなぜか。

**答** かんがい基金には、定期預金の利子と債券の利金等1728万円を積み立てています。平成19年度かんがい基金の決算数値は1716万円と

なっており、差額はかんがい基金の債券から発生した利益の一部12万円を谷山池パイプライン基金に換えたことによるものです。

**問** 野村證券に預けている4億9千万円は、19年度で運用され、全てかんがい基金の運用収入にあがっています。その内4千万円が谷山池パイプラインに入っていることになっていきます。実際、横領されたのは、かんがい基金で1億3090万円、谷山池で4千万円。ここが違っています。財産に関する調書の数字も変わってくると思うが、どう考えているのか。

**答** 決算については上部機関と相談しながら、どう取り扱うかも一度検討したいと思います。

**問** 本来、かんがい基金である西日本シティー銀行の4千万円の定期が、

谷山池のものになっていることは、関係者は知らないと思います。農業関係者に事実関係を説明し、理解を求めていくといった手前の作業はしたのか。

**答** まだ関係者に、具体的な説明ができるような状況ではありません。今後、町民や関係者によるような形で説明、報告をし、ご理解いただくかは検討します。

**問** 定期預金の名目上の問題ということで決算を出し直しては。

**答** 上部機関と協議し、検討、対応したいと思っています。

**問** 谷山池パイプライン施設基金の運用収入が増額になっていますが、かんがい基金の関係か。

**答** かんがい基金から12万円を回している分です。



県道の歩道工事に町有地を売却  
(新延小学校横)